

## 地域の歴史文化遺産から地域づくりを考える

神戸大学大学院人文学研究科 奥村 弘

### 〇はじめにー記憶を継承していくこと 21世紀の新たな展開

- ・ニュータウンから都心への回帰現象・地域歴史遺産の消滅の危機
- ・経験を伝えていきたいという思い

阪神淡路大震災での被災史料保全 震災を記録する地域の人々

※震災からしかはじまらない震災史

香寺町史地域編 地域の人々が地域史を叙述する

日本の地域社会の持つ知的な力量が表現

### (1)地域遺産という考え方の広がり

阪神淡路大震災が発生した1995年ごろから、日本社会において、国や自治体が指定する重要文化財や自治体指定の文化財とことなる位置づけをもった、地域文化遺産もしくは地域歴史遺産という概念が拡大

#### 歴史まちづくり法 H20・5・23

文化遺産は法律で規定されている文化財だけでなく、広い意味で歴史的な景観やまちなみ等空間的なものを含めるものとする。文化遺産と地域をあわせてまもるという考え方においては、地域の核として認識されている文化遺産であれば、それは世界遺産、国宝などに限定する必要はないと考えられる。そこで、本あり方において対象とする文化遺産は、世界遺産、国宝、重要文化財等の指定されたものだけでなく、未指定の文化遺産も含め地域の核となるようなものとする(2004年7月、内閣府の「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」)

地域文化遺産とは、その地域の記憶をその地域において次の世代に引き継ぐ、地域にとってかけがえのないものであると考えられている。たとえば地域自治会の記録は、全国どこにいても存在する。しかし、そこに記録された地域の出来事は、その記録にしか残されていない。その地域にとっては、他のものと代え難いものであり、これらが全体として地域の文化遺産となっていく。

①地域遺産は単に「ある」のではなく「なる」もの、地域の文化の継承とともに価値を増していく存在

②地域遺産は、豊かな地域社会への感性を育てるもの ※地域の顕彰ではない

## (2) 日本社会の公共財の残り方の特質 「地域」の遺産のないところはない

府県—県都市—町村連合—町村 公的なものが「私」(家や地域団体)に所蔵

近世(江戸時代末)の町村	8万余	※多様な身分団体(「仲間」)
1889年市制町村制実施	15,859	※旧町村は部落・区へ
1953年からの大合併	3,472	※旧町村支所等に
平成の大合併	2000 を切る	?

## (3) 地域づくりと地域の歴史遺産

神戸大学文学部地域連携センターの活動と調査からわかってきた県下の状況

- ①高齢化、コミュニティーの解体による記憶継承力の低下
- ②大規模自治体合併導入 文化予算減 地域の歴史文化の解体の危機の拡大
- ③新たな地域文化のためのシステムづくりのための考え方、具体的方法の交流の少なさ → 学校教育のあり方の中での課題
- ④他方で新たな地域遺産を活用した新たな地域文化形成の動き

## (4) 日本の歴史を地域から考える→地域の歴史が日本をつくる

『三田市史 第5巻 近代資料1』の試み

○地租改正事業について → 中学教科書・高校教科書参照

どこにでもある地券をつかって

おわりに